

4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり

(1) 子どもと親の健康確保

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和3年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	小児医療の充実	健康課	休日や夜間を含めて、安心して必要かつ適切な医療を受けられる救急医療体制の確保に努めます。また、小児医療に関するそれぞれの事業で実施主体や事務局、関係市町村が異なるため、より一層の連携強化や情報共有を推進します。	・小児救急電話相談の周知・啓発活動をした。 ・久留米広域小児救急センターへの負担金の財源を確保した。 ・在宅当番医制業務の委託契約・委託料の財源を確保した。 ・病院群輪番制への負担金の財源を確保した。 ・関係医師会や関係市町村と連携・調整した。	A	市民が安心して必要かつ適切な医療を受けられる救急医療体制が確保されている。在宅当番医、病院群輪番制、小児救急それぞれの事業で実施主体や事務局、関係市町村が異なるため、密に連携し、情報を共有・周知していく。	継続
2	母子健康手帳の交付(父子健康手帳の交付)	健康課	母子の健康管理と適切な医療の確保を目的として母子健康手帳(+父子健康手帳)を交付します。また、手帳の交付時に母子や家族の状況を把握し、支援が必要な方に対する支援計画を作成し、各種相談事業を活用した継続的な支援など、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。	母子健康手帳交付時に、母子やその家族の状況を把握し、支援が必要な方には関係機関と連携し切れ目のない支援を行った。	A	母子健康手帳交付時に母子やその家族の状況を把握し、支援が必要な方に対しケアプランを作成し、各種相談事業を利用した継続的な支援や、関係機関との連携など、妊娠時から切れ目のない支援を行っていく。	継続
3	母子保健相談指導事業の推進	健康課	妊産婦や乳幼児の健康・栄養などの問題に対する個別指導や相談に応じるとともに、講習会や実習などによる集団教育を通して、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や育児負担の軽減を図ります。また、育児不安の解消や仲間づくりを目的とした相談などの事業を推進します。	妊娠時から乳幼児期における各種相談事業を実施した。知識の普及や育児不安の軽減につながる事業となった。 令和3年10月からオンラインによる相談も始めた。	A	妊娠時から乳幼児期における各種相談事業を実施し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及や育児不安の軽減を図っていく。支援が必要な方のケアプランを作成し、各種相談事業を活用し継続的な支援を実施していく。必要に応じ関係機関と連携して支援を行う。	継続
4	乳幼児健康診査事業の推進	健康課	医師の診察や専門職による相談を行うことで、疾病や発達障害などの早期発見・早期治療につなげています。また、保護者の不安や悩みを聞き、各種相談事業の紹介や関係機関との連携により、状況に応じた支援につなげます。	4か月・10か月・1歳6か月・3歳1か月児健診について、令和3年度はいずれも集団健診を実施することができた。 精密検査が必要な場合は、紹介状の発行を行い医療機関への受診へつなぐことができた。	A	医師の診察や専門職による相談を実施し、児の発育発達を確認し、疾病や発達障がい等の早期発見につなげる。精密検査が必要な場合には紹介状を発行し、医療機関への受診へつなげる。 乳幼児や保護者へ支援する時間は限られているが、保護者の話を聴き、不安や疑問が解消されるように努め、必要に応じ各種相談事業を案内する。	継続
5	乳児家庭全戸訪問事業(妊産婦・新生児訪問指導事業)の推進	健康課	母子健康手帳発行時のアンケートや面接、関係機関との連携などにより妊婦の状況を把握し、支援が必要な妊婦に対して支援計画を策定し、妊娠中から訪問などによる支援を実施します。また、乳児家庭全戸訪問事業を通じて、相談窓口などの情報提供を行うとともに児童虐待の予防を図ります。	母子健康手帳発行時のアンケートや面接、他機関情報から妊婦の状況を把握し、支援が必要な妊婦に対してケアプランを作成し、妊娠中から訪問等による支援を行い、生後2か月頃の乳児家庭訪問を実施した。	A	母子健康手帳発行時のアンケートや面接、他機関情報から妊婦の状況を把握し、支援が必要な妊婦に対してケアプランを作成し、妊娠中から訪問等による支援を行う。 引き続き生後2か月頃の乳児へ全戸訪問を実施する。 子育て支援課等関係各課や関係機関と連携し、子育てに関する情報提供や虐待予防に向けてフォロー体制の構築に努める。	継続
6	未熟児への支援	子ども育成課	「母子保健法」に基づき、入院加療が必要な未熟児の医療費やミルク代の給付を行い、退院後も家庭訪問などによる見守りを行うとともに、乳幼児健診や医療機関の受診結果により成長発達経過を把握し、必要に応じて県・医療機関などと連携をとりながら、乳児の健やかな成長を支援します。	「母子保健法」に基づき、入院加療が必要な未熟児の医療費や食事代の助成を行った。	A	引き続き、「母子保健法」に基づき、入院加療が必要な未熟児の医療費や食事代の助成を行う。	継続
		健康課		養育医療の給付を受ける未熟児をすみやかに把握できるよう、子ども育成課と連携した。保護者へすみやかに連絡をとり出生状況や疾患、成長発達等を確認し、保護者へ必要な行政サービスの案内をした。	A	養育医療の給付を受ける未熟児をすみやかに把握できるよう、子ども育成課と連携する。保護者へすみやかに連絡をとり訪問を行い、出生状況や疾患、成長発達等を確認し、保護者の不安が軽減されるよう支援する。また、乳幼児健診等の母子保健事業や医療機関受診結果により、成長発達経過を確認し、必要に応じて子育て支援課と連携をとりながら支援する。	継続

7	不妊治療への情報提供	健康課	福岡県不妊治療費助成事業について、窓口での案内とともに、パンフレットやポスターを掲示するなどして、事業の周知を図ります。	市民からの問合せ時は、福岡県不妊治療費助成事業のパンフレット配布や問い合わせ窓口である北筑後保健福祉環境事務所を案内した。	A	福岡県が実施している不妊治療費助成事業に関する情報を周知する。	継続
		子育て支援課		市民からの問合せ時は、健康課と情報共有し、案内した。	A	健康課と情報共有し、適切な案内をする。	継続

4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり

(2) 思春期保健対策の推進

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和3年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	思春期保健対策事業・性教育の充実	学校教育課	思春期における喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、また、性感染症や人工妊娠中絶など性行動の問題について、中学校における非行防止学習や性教育を通して、正しい理解と啓発を図ります。また、小学校では、心と体の発育について学習することで、自分の健康状態に関心を持ち、性にかかわる問題についても正しい理解ができるよう努めます。	喫煙・飲酒・薬物乱用の防止教育を行った。また、性教育においては、産婦人科医や性暴力対策アドバイザー(県事業)を招いての授業を行った。国・県及び関係機関から提供されるポスター・チラシ・啓発教材を学校・保護者等に配布し、啓発を実施した。	B	今後も、専門機関等とも連携しながら取り組みを行っていく。	継続
2	思春期における保健・福祉事業の推進	生涯学習課	思春期の子どもに対し、赤ちゃんふれあい体験学習や幼稚園・保育所(園)への職場体験などを通して乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さや男女共同参画の育児についての学習を推進しています。現在、1中学校のみの事業となっているため、他の中学校でも実施できるよう、関係団体との協議を推進します。	例年、乳幼児健診に中学生(1中学校の3年生)が出向き、赤ちゃんや保護者と触れ合っているが、3年度については新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていない。ただ妊婦体験や赤ちゃんとの接し方等の事前学習は実施しており、命の大切さ等について啓発することができた。	B	現在、1中学校のみの事業となっているため、他の中学校でも何らかの形で実施できるよう、関係団体との協議を推進する。	継続
		健康課		思春期ふれあい体験学習 令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため乳幼児健診での乳幼児とのふれあい体験は中止したが、事前学習を2回実施し乳幼児の写真を見てもらったり、赤ちゃん人形のお世話をすることで、乳幼児のイメージが掴めるよう配慮した。	A	生涯学習課と連携をとりながら実施していく。	継続
		学校教育課		新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3年度は実施できなかった。	C	本事業に取り組んでいる中学校が限定されているため、全中学校で取り組みが実施できるよう、事業内容を検討していく。	見直し

4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり

(3) 健康なからだづくり

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和3年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	子どもの発育・発達段階に応じた運動の推進	スポーツ振興課	地域でのスポーツ活動など身体運動を通じて呼吸循環系・神経系・筋骨格系を発達させ、筋力・瞬発力・持久力・柔軟性の向上を図るとともに、大人と子どもで運動を行うことで、コミュニケーション能力や好奇心・チャレンジ精神の養成を図ります。また、指導者や協力者の確保に向けて、育成などを進めます。	アビスパ福岡のコーチによる親子レクリエーション「グリーンパークみんなで遊ぼう」はコロナ禍の為中止とした。なお、令和2年度まで市より講師を派遣し、開催していた未就学児対象の親子スポーツチャレンジ「かるがも教室」及び「軽スポーツチャレンジ」は、令和3年度より総合型スポーツクラブ「小郡わいわいクラブ」の自主運営事業として開催した。	B	市スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、指導者・協力者の育成・拡充を図り、子供の発育・発達段階に応じた運動の機会を増やす。	充実

4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり

(4)「基本的生活習慣の確立」の推進

No.	事業名	担当課	内容(第2期計画記載)	実施状況(令和3年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	「基本的生活習慣の確立」の推進	子育て支援課	子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。就学前及び小学校低学年において、「早寝、早起き、朝ごはん」の規則正しい生活習慣を習得するため、生活や学習の基盤づくりを支援します。	市内子育て支援センターにおいて食と健康に関するオンライン講座を実施した。	A	子どもの姿や育ちを考慮し、健康課とも連携しながら「基本的生活習慣の確立」を目指した取り組みを進めます。	継続
		子ども育成課		基本的生活習慣の定着を図るため、県から5歳児家庭に配布される「青少年アンビシャスカレンダー」を活用した啓発に取り組んだ。また、家庭教育学級の中で「家庭で育む子どもの生活習慣」とテーマにした講座を開催するとともに保護者に向けた啓発チラシの作成・配布を行った。	A	基本的生活習慣の定着について、引き続き啓発に努める。	継続
2	保育所(園)・幼稚園などにおける「食育」の推進	保育所・幼稚園課	調理師・保育士などによる給食指導に加え、栄養士の巡回指導や農業体験などを通じた「食育」を推進するとともに、「一日三食、偏食せずに、よくかんで食べる」などの生活習慣の形成を図ります。また、保護者を交えた親子クッキングの開催など、家庭における「食育」の普及・啓発を進めます。	園児自身で栽培した野菜を食べたり、食事・食物に関する絵本の活用を通じて食育を推進した。	B	保育所(園)においては、調理師・保育士等による日々の給食指導に加え、栄養士による巡回で園児への「食育」を実施するとともに、「一日三食、偏食せずに、よくかんで食べる」などの習慣を身につけるよう学習・啓発します。幼稚園においても、農業体験等を通じて食育を推進する。また、保護者を交えた親子クッキングの開催など、家庭における「食育」を普及・啓発する。	継続
3	小・中学校での「食育」に関する指導の推進	教育総務課	栄養教諭による「食に関する指導」を推進し、食育の啓発に努めます。また、地域の食材を給食に取り入れ地産地消を推進するとともに、調理員や生産者が学校に赴き給食時間をともにする「おでかけ給食」の取り組みを実施し、農業の重要性や生産者に対する感謝の気持ちを育みます。	栄養教諭と連携し、食事の重要性や食育の啓発を行った。また、地域の食材を学校給食に取り入れることで地産地消を推進の推進を図った。	B	引き続き、栄養教諭等の専門職と連携しながら、食事の重要性や食育についての学習を行っていく。地域の食材を給食に取り入れ、地産地消を推進する。	継続
4	妊娠中からの「食育」の推進	健康課	ようこそ赤ちゃん教室において、妊娠中から栄養バランスなどの大切さを啓発することにより、望ましい食習慣を身につけるよう促します。離乳食教室や乳幼児健康診査、親子あそび教室や食育講演会にて食育について講話などを行い、家庭における食育の推進を図ります。また、おごおり健康・食育プランに基づき、妊娠・出産期、乳幼児期における食育の推進を図ります。	ようこそ赤ちゃん教室において、妊娠中の食に関する啓発、妊娠中の食習慣について講話を行った。また、ライフステージ別に合わせた離乳食教室や乳幼児健康診査、親子あそび教室では市栄養士や食生活改善推進員より、食事のポイントなどの周知やおやつレシピの配布などを行った。おごおり健康・食育プランに基づき食育講演会を「食育の日」に合わせ7月19日に食育講演会を開催した。	A	今後も引き続き、ライフステージ別に合わせた食育を推進していく。また、妊娠期からの栄養は特に重要であることから、引き続き母子保健事業において「食育」についての推進、啓発を実施する。	継続
		子育て支援課		相談において必要に応じて、食育について情報提供した。	A	必要に応じて食育について情報提供する。	継続